

施設歳末

東区社会福祉協議会
福祉施設地域歳末たすけあい事業助成のご案内

福祉施設歳末たすけあい事業助成とは・・・

歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」の推進を目的とした、福祉施設・福祉団体と地域住民が協働で行う福祉活動に対する助成事業です。

助成の対象となる事業	福祉施設歳末たすけあい事業 ・ 歳末時期に福祉施設・福祉団体と地域住民の交流を目的とした福祉活動 例) 歳末地域交流お楽しみ会・もちつき大会、クリスマス会、講演会等 【実施範囲】施設、福祉団体を中心とする近隣の自治会・町内会以上 ※ <u>必ず、地域住民の参加・協働で実施してください。</u> 【実施時期】<u>令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで</u>
助成対象団体	東区内の福祉施設、福祉団体 ※ 企業立(株式会社・有限会社等)を除く。
助成額及び対象経費等	【助成額】 上限 10 万円（申請多数の場合は、調整する場合があります。） 【助成対象経費】 会場費、機材等賃借料、広報費、保険料、茶菓代等消耗品、飲料代 講師謝礼(1 人当たり上限 2 万円)、食材費等(概ね 1 人当たり 1, 000 円程度) ※ <u>アルコール飲料、備品購入費、役職員のための懇親会・慰安旅行、事前事後の打ち合わせに係る経費は対象外です。</u>
申請方法等	1 申請書の提出 助成申請書（様式 A・B）を、東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。 《受付期間 <u>令和 7 年 10 月 1 日(水)から令和 7 年 10 月 31 日(金)まで</u>》 2 決定通知の送付 申請内容の審査後、本会から決定通知書を申請団体あてに送付します。 (申請受付から 3 週間程度) 【注意事項】 この段階での交付決定額は、助成申請書に基づく予定額であり、完了報告に基づく助成金確定等に変更になる場合があります。 また、当年度の東区全体の歳末たすけあい募金額の状況により、助成金確定額が変更になる場合があります。 3 報告書の提出 事業実施後すみやかに報告書(様式 C・D)・事業実施の状況(写真や案内文書・プログラム等)・経費支出の領収書(写し)を本会へ提出してください。 4 送金通知書の送付 報告内容の審査後、助成金確定額及び送金日が決定しましたら、送金通知書を申請団体あてに送付します。(報告書を受理した月の翌月末までに送金予定)

その他	○ 万が一の事故に備えて保険への加入をお勧めいたします。 ○ 自治会・町内会の回覧チラシ等により、広く対象の地域にご案内ください。 ○ 共同募金の「歳末たすけあい募金」を事業実施の財源として活用して「福祉施設歳末たすけあい事業」を実施していることを、参加者等地域の皆様へ広く周知してください。
-----	--